



あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/企画部広報課

国民年金特集号

昭和62年9月1日現在

○拠出年金被保険者数 163,789人

○拠出年金受給権者数 36,955人

○福祉年金受給権者数 6,659人

区民部国民年金課

千120 足立区中央本町一丁目17番1号

☎(880)5151・5161

国民年金特集



こがも

おなががも

おおよしきり

おなががも

こがも

国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎)
中央本町一丁目17番1号

加入手続…適用係(2階2番窓口) } (880)5151
保険料の免除申請…記録係(2階1番窓口) }

年金請求の手続…給付係(2階4番窓口) } (880)5161
保険料の納付相談…検認係(2階3番窓口) }

年金相談

一人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日

時間 午前10時～午後3時30分

場所 国民年金課(中央本町庁舎2階)

保険料のお支払いは 口座振替で 引き落としは『毎月払い』です。『年1回払い』もあります。

こんなに便利です。

- 納期ごとに納めに向く手間がはぶけます。
- 納め忘れがありません。
- 毎月払いは翌月の15日に引落とされます。
年1回払いは毎年4月15日に割引料金で1年分が引落とされます。

申し込み手続きは

- あなた（または配偶者・世帯主）の預金口座のある金融機関の窓口で申し込み用紙に必要事項を記入して提出して下さい。
なお、次のものがが必要です。
 - ①預金通帳 ②通帳使用印 ③国民年金手帳または年金番号のわかるもの。
- ※この口座振替は郵便局では取り扱っておりません。



老齢福祉年金

- 支給の要件……(1)拠出年金に加入できなかった明治44.4.1以前生まれの人に70歳から支給
(2)大正5.4.1までに生まれた人が一定期間保険料を納付し、70歳になったときに支給
- 年金の額……328,800円(月額27,400円)
所得による一部支給停止者……289,200円(月額24,100円)
福祉年金は全額国庫負担により支払われるため、所得制限と公的年金受給による制限があります。
次の1、2に該当する場合は支給が停止されます。

1. 所得制限限度額

- 昭和62年度の所得による制限（昭和61年中の所得金額）

国民年金保険料
特別区民税・都民税
国民健康保険料

の納付は
便利な口座振替で

1. 国民年金……国民年金課記録係 880-5151
2. 特別区民税・都民税……納税課整理係 880-5101
3. 国民健康保険……国民健康保険課収納係 880-5131

(いずれも足立区役所中央本町庁舎)

| 扶養 | 本人の所得 | 配偶者・扶養親族の所得 | |
|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| | | 一部停止 | 全額停止 |
| 0人 | 1,357,000円 | 3,284,000円 | 5,768,000円 |
| 1人 | 1,687,000 | 3,533,000 | 6,017,000 |
| 2人 | 2,017,000 | 3,746,000 | 6,230,000 |
| 3人 | 2,347,000 | 3,959,000 | 6,443,000 |
| 4人 | 2,667,000 | 4,172,000 | 6,656,000 |
| 5人 | 3,007,000 | 4,385,000 | 6,869,000 |
| 以上1人増すごとに 330,000円加算 | | 以上1人増すごとに 213,000円加算 | |

2. 本人が公的年金を受けているとき

○公的年金受給による制限

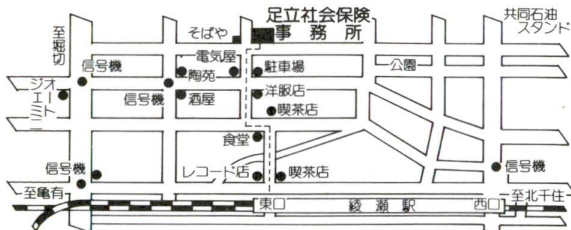
| 受けている年金 | 公的年金の種類 | 制限 |
|---------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 一般の 公的年金 | 厚生年金、共済組合の老齢（退職）年金、普通恩給、遺族年金、普通扶助料など | 制限額 老齢福祉 569,000円 |
| 戦争による 公的年金 | 公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など | 旧軍人、軍属の階級が大尉以下は制限の対象外 |

厚生年金のことは足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話 (604)0111
社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

- 相談内容 ○厚生年金保険の加入期間および年金見込額
○現在年金を受けている方の記録および支払額
- 相談時間 午前9時15分～午後4時30分(土曜日は11:30まで)
土曜日は待ち時間が長くなりますので、なるべく平日をご利用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいてになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



国民年金保険料を納められない方へ

収入が少なく保険料を納めることが困難なとき保険料の免除申請をすることができます。
免除が承認されますと

- 免除された期間は、受給に必要な期間に計算されます。
- 免除された期間の年金額は1/3になります。
- 免除された期間の保険料は10年以内に納付することができます。

手続き方法
国民年金課又は区民事務所へ国民年金手帳、印かんをご持参ください。

社会保険街頭相談

今月は「国民年金制度推進月間」です。
国民年金や厚生年金保険など社会保険制度全般について知りたい方のために街頭相談を行います。

- ◎10月21日(木) 北千住駅西口
 - ◎10月22日(金) 竹の塚駅東口
- 時間 いずれも10時～4時

共催 足立社会保険事務所
東京社会保険協会足立支部
足立社会保険委員会
足立区